

児童福祉に関する制度・手当を紹介します！

母と子どもの幸せのために 「児童扶養手当」

両親の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

◆対象者は・・・

次のいずれかに該当する児童で、18歳に達する日以降最初の3月31日までに児童を監護・養育している母親や母に代わる養育者に支給されます。（一定の障害をもっている場合は20歳まで）

- ①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ②父が死亡した児童（遺族基礎年金を受給している場合を除く）
- ③父が重度の障害（国民年金の障害等級1級相当）にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧父母とも不明である児童

◆手当額は・・・

手当は、申請者及び扶養義務者等の前年の所得により全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

児童1人の場合、全部支給の月額、41,720円ですが、一部支給の月額は9,850円を限度に、所得に応じて10円きざみで設定されます。

扶養親族1人の場合の手当額

所得額（年額）	手当額（月額）
57万円	41,710円
100万円	33,790円
130万円	28,270円
160万円	22,740円
190万円	17,220円
220万円	11,690円

◆支給時期は・・・

4月、8月、12月（各月とも11日）に、それぞれ前月までの分をまとめて指定口座へ振り込みます。

※児童扶養手当は、法律改正により、平成20年4月から、手当を受けてから5年（支給事由発生から7年）を経過した者については、一定の事由による適用除外届出書を提出しないと支給額の一部（2分の1）が支給停止（減額）になります。

障害のあるお子さんのために 「特別児童扶養手当」

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している家庭に対し、その児童の福祉増進のために支給される手当です。

◆対象者は・・・

20歳未満で、知的または身体（中程度以上）に障害をお持ちのお子さんを監護している父もしくは母（所得の多い方）、または父母に代わってその児童を養育している方が手当を受けることができます。

◆手当額と支給時期は・・・

障害児1人につき（月額）

- ・1級（重度）の場合 = 50,750円
- ・2級（中度）の場合 = 33,800円

4月、8月、11月に前月分までをまとめて指定した口座へ振り込みます。

◆所得制限限度額は・・・

受給者本人の前年所得が扶養親族1人の場合、4,976千円（扶養者1人増すごとに38万円加算）、または扶養義務者等の所得が6,536千円（扶養者1人増すごとに21万3千円加算）を超えると支給されません。



申請及びお問い合わせ先
保健福祉課 ☎1603